

『ねんきん定期便』 をお届けします

平成21年4月から、社会保険庁は、国民年金および厚生年金に加入している方に、「ねんきん定期便」の送付をはじめとしています。

これは、加入者一人ひとりに対し、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報や世帯の方々に保険料負担と年金給付の関係を実感していただくことを目的として、毎年の誕生日に送付するものです。

●定期便の通知内容

「ねんきん定期便」の通知内容は、①年金加入期間（加入月数・納付済月数など）②50歳未満の方には加入実績に応じた年金見込額、50歳以上の方には「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額（年金受給中の方には年金見込額は通知されません）③保険料の納付額（加入者負担分累計）④年金加入履歴（加入制度、事業所名、加入者資格取得・喪失年月日など）⑤厚

生年金のすべての期間の月ごとの標準報酬月額、賞与額、保険料納付額 ⑥国民年金のすべての期間の月ごとの保険料納付状況（納付、未納、免除などの別）となっております。

なお、22年度以降においては、右の①～③については更新して通知され、⑤、⑥については直近1年分が通知されます。また、節目年齢（35歳、45歳、58歳）の方々には、21年度と同じ内容のもので更新して通知されます。

●送付用封筒

年金記録に漏れや誤りがある可能性のある方にはオレンジ色の封筒で、それ以外の方には水色の封筒でお送りしますが、どちらの封筒を受け取った場合でも必ず内容をご確認ください。



●定期便に同封されるもの

(1)「ねんきん特別便」にご回答いただけない方には、回答をお願いする文書を同封してご回答をお願いします。

特に、ご本人のものである可能性の高い加入記録がある方には、その加入期間の取得または喪失の年月日などの「お知らせ」を同封してご注意をお願いします。

(2) 19年度に送付された「ねんきん特別便」（名寄せ特別便）に「訂正なし」と回答された方のうち、ご本人のものである可能性の高い加入記録がある方には、その加入期間の取得または喪失の年月日などの「お知らせ」を同封して再確認をお願いします。

(3) また、厚生年金の加入期間がある方のうち、標準報酬月額等をさかのぼって訂正した事跡がある方には、該当する加入記録についての「お知らせ」を同封してご確認をお願いします。

●年金加入記録回答票

「ねんきん定期便」には、加入記録を確実にするための「年金加入記録回答票」が同封されています。この回答票には次の2種類が用意されています。

①前記(1)、(3)の文書・お知らせが同封された方および58歳の方には送付する回答票（水色の回答票）

年金加入記録について漏れや誤りの有無にかかわらず、必ず回答していただきます。

②前記(2)のお知らせが同封された方および前記(1)、(3)の文書・お知らせが同封されていない方に送付する回答票（白色の回答票）

年金加入記録について漏れや誤りがあったときのみに回答していただきます。



●分からないことや疑問点がある場合

「ねんきん定期便」について、回答前分からないことや疑問点がある場合は、次の電話番号で相談することができます。
ねんきん定期便専用ダイヤル ☎0570(058)555
※一部のIP電話またはPHS

からのダイヤル先は次の番号にお願いします。
☎03(6700)1144

▼受付時間

○月～金曜日
午前9時～午後8時
○第2土曜日
午前9時～午後5時

※一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、市内通話料金

のみで利用できません。

※祝日および12月29日～1月3日はご利用いただけません。

また、お近くの社会保険事務所または年金相談センターでも相談を受け付けています。

▼問い合わせ

加古川社会保険事務所
☎079(427)4740

年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、社会保険庁のホームページもご利用ください。
ホームページアドレス
<http://www.sia.go.jp/>

介護保険料の減免制度のお知らせ

▶問い合わせ 保険年金グループ ☎079(435)2582

平成21年度の介護保険料は、6月に決定して通知させていただきます。減免制度(下表)もありますので、該当される方は申請してください。

減免対象者	減免金額
①本人または生計を維持している方が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた方	保険料の全額
第3段階～第8段階で以下のいずれかに当てはまる方 ②生計を維持している方の死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった方 ③生計を維持している方が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった方 ④生計を維持している方が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった方	今の保険料と減少した所得を基に計算し直した保険料との差額
⑤第1段階で老齢福祉年金を受給している方で以下の全てに当てはまる方 (ア) 世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること 単身世帯 60万円 二世帯 60万円 三人以上の世帯 60万円+17.5万円×(世帯の人数-2) (イ) 資産などを活用してもなお生活が困窮していること (ウ) 市町村民税が課税されている方と生計同一でないまたはその方の扶養を受けていないこと	保険料の2分の1
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる方 上記⑤の(ア) (イ) (ウ)に同じ	保険料の2分の1
⑦第3段階で以下の全てに当てはまる方 (ア) 世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること 単身世帯 120万円 二世帯 120万円 三人以上の世帯 120万円+35万円×(世帯の人数-2) 上記⑥の(イ) (ウ)に同じ ⑧第3段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している方	保険料の3分の1
⑨刑事施設に1ヵ月を超えて入所している方	入所月から退所月の前月までの期間の保険料

※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

